令和3年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和3年8月2日(月)午後1時30分~
- 2 場所 大分第2ソフィアプラザビル 4階会議室 (大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員(敬称略)

公 益 代表:荒井 公美、井田 雅貴、城戸 照子、清水 立茂、松隈 久昭 労働者代表:石本 健二、稲福 史、鹿嶋 秀和、山田 功一、山本 悦子 使用者代表:飯田 聡一、小野 賢治、中島 英司、藤野 久信、宮脇 恵理

大分労働局:中山 局長、中井 労働基準部長、幡手 賃金室長

柳井 賃金主任

4 議 題

- (1) 令和3年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (2) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に係る答申伝達について
- (3) その他
- 5 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また、暑い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

<資料の確認>

本日は、傍聴公示により1名の申し込みがありましたので、この後、 審議会の傍聴者が入ります。

<傍聴者案内>

< 開催 >

本日は、15 名全員の方々が出席されており、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

なお、中山局長におかれましては、この後、他の公務がはいっておりますので、議題1の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問が終了次第退席させていただきます。

あらかじめご了承いただきたいと思います。

また、本審議会は従前から公開としております。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでご了承いただければと存じます。

それでは、今後の議事進行を清水会長にお願いしたいと思います。

会 長

ただいまから大分地方最低賃金審議会を開催します。

初めに、議題1「令和3年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無 について(諮問)」に入ります。

本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

令和3年2月26日付けで意向表明のありました6業種の特定最低賃金につきましては、既に労働側より6業種全てについて書面による申出がなされております。

事務局では、申出に対する審査を行い、6業種の申出すべてを正式に 受理したところでございます。

受理後の手続きにつきましては、例年、局長から審議会に改正の必要性の有無について諮問させていただき、その後、御審議いただいているところであります。

本年度につきましても、その改正の必要性の有無について、本日、局長より諮問させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、清水会長、中山局長、恐縮ですが中央へお進みください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

ただ今、本年度の特定最低賃金改正の必要性の有無について、局長から諮問を受けたところです。

事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金主任

諮問文につきまして、お手元の資料№.2 として、添付しておりますので読み上げさせていただきます。

【諮問文の読み上げ】

会 長

それでは、ただ今の諮問を受けて、今後、特定最低賃金の審議を行う ことになりますが、その審議の進め方について、事務局から説明をお願 いします。

賃金室長

特定最低賃金については、先ほど、御説明申し上げましたとおり、まず、改正の必要性の有無について御審議をいただき、「必要性有り」との答申をいただきましたら、その後、各業種ごとに特定最低賃金専門部会を設け、金額改正等の御審議をいただくこととなります。

特定最低賃金改正の必要性の有無につきましては、本年、7月2日に 開催した本審議会において、本年度も運営小委員会で御検討いただくこ とを、既に御了承いただいているところでございます。

今後、8月 19 日 (木) に開催する運営小委員会におきまして審議し、 再度本審議会において御承認いただいたうえ、必要性の有無についての 答申をいただくこととなります。

以上の手順により、特定最低賃金改正の「必要性有り」の答申をいた だいたとしますと、例年では9月下旬頃に各特定最低賃金専門部会を設 置し、その後、金額等の御審議をいただいております。

また、各専門部会の進め方についても、おおむね例年どおりの方法を 考えているところです。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【意見・質問等なし】

会 長

それでは、議題1を終了します。

賃金室長

中山局長は、ここで退席させていただきます。

<局長退席>

会 長

次に、議題 2 「令和 3 年度地域別最低賃金改定の目安に係る答申伝達 について」に入ります。

本議題について、まず事務局から説明のうえ、長文ですが、全文を読 み上げてください。

賃金室長

令和3年度地域別最低賃金改定の目安については、本年6月22日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会長に諮問が行われ、同日から7月14日まで5回にわたって、「目安に関する小委員会」において審議が行われました。

しかしながら、労使の主張の隔たりが大きく、意見の一致を得ることができませんでした。また、公益委員見解についても、残念ながら採決により、小委員会報告をとりまとめることとなりました。

公益委員見解については、後ほど、読み上げさせていただきますが、 この見解を踏まえて、中央最低賃金審議会長は、7月 16 日に目安につ いての答申を厚生労働大臣あてに行ったところであります。

答申の内容につきましては、お手元の資料No.3を御覧ください。 長文ですが、答申文を読み上げます。

賃金室長

【答申文読み上げ】

次に、資料 No. 3 の 別紙 2 「中央最低賃金審議会目安に関する 小委員会報告」を読み上げいたします。

賃金主任

【小委員会報告読み上げ】

賃金室長

以上で説明を終わります。

なお、お手元には、中央労働最低賃金審議会で地域別最低賃金額改定 の引き上げ額の目安を示すにあたって参考とした「第2回目安に関する 小委員会」抜粋資料を配布しております。なお、厚生労働省のホームペ ージに同じものが掲載されています。

資料 No. 1 の賃金改定状況調査については、審議途中でデータの訂正がありましたので、配布資料は訂正箇所を差し替えて配布しております。資料 No. 4 の各県の賃金分布表ですが、大分県の賃金分布に大きな特徴はありませんでしたので、省略しております。その他は、全資料を配布しましたので、審議の参考としてご活用ください。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【意見・質問等なし】

会 長

次に、議題3「その他」に入ります。事務局からお願いします。

賃金室長

前回7月2日の本審で、大分県最低賃金の改正等に関する意見書の提出がありましたことを紹介しましたが、その後、4市町村の市議会から提出されております。また、大分県知事からも「本県の最低賃金について」が提出されましたので、お手元に配布しております。

今後の審議の日程について、ご説明申し上げます。

お手元の資料№4を御覧ください。

今後の大分県最低賃金専門部会における金額審議の開催日時は、本日の本審終了後からと、8月4日(水)10時から、8月5日(木)10時からを予定しております。

御審議いただきます会場につきましては、当会議室となります。

なお、専門部会において、改正額の報告がまとまり次第、8月5日 (木) 15 時 30 分から開催の本審議会で御審議いただくこととしています。

その後、異議申し出がなされた場合は、8月23日(月)午前10時から「異議申立て」に係る本審議会を開催し御審議をいただく予定です。

以上が今後の審議日程となりますが、専門部会における金額審議が難 航して結論が出せなかった場合は、その都度、8月5日(木)本審議会 の「答申」及び8月23日の「異議申立て」に係る本審の日程をそれぞ れ変更することとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、運営小委員会につきましては、8月19日(木)13時30分から を予定しております。

よろしくお願いいたします。

会 長

事務局から説明ありました「審議日程」について、何か質問・意見等 はありませんか。

【意見・質問等なし】

会 長

最後に、これまでの審議以外に何か、検討しておくべきことはありま せんか。

【質問、意見等なし】

会 長

それでは、以上で本日の審議会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、山田委員、小野委員にお願いします。皆様大変お疲れ様でした。